

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	県人勧を経ていよいよ賃金・労働条件改善の「確定闘争」がスタートします。一層の取り組みへの結集を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2018県人勧闘争⑨ 10.11県人事委員会勧告・報告

5年連続引上げ勧告も課題山積

月例給 平均592円・若年層に手厚く・現給保障者には及ばず
 一時金 0.1月のプラス(4.35月⇒4.45月) 国並みに回復

怒 通勤手当・住居手当は改善勧告なし 獣医師「給与上の処遇改善必要」との報告・確定闘争で実現求める

県人事委員会(熊谷隆司 委員長)は11日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行った。主な内容は次のとおり。

【月例給・一時金】月例給 609円(0.17%)・一時金 0.09月の公民較差により、5年連続の引き上げ改定を勧告。月例給では、初任給をはじめ「若年層に重点を置いた改定」とし、中高年齢層は僅かな配分となる(初任給1,500円、若年層も手厚く(900~1,100円台)、その他は400円)。昨年と同様に現給保障の解消とは程遠く、勤務意欲の維持に課題が残る結果となった。一時金は0.10月引上げ、勤勉手当に配分。今勧告の結果、支給月数は国並みに回復した。月例給は今年4月に遡及して実施、一時金は今年12月勤勉手当支給時に加算して支給すること勧告した。

【諸手当・専門職処遇改善】通勤手当については、ガソリン価格の高騰実態や、遠距離通勤者の負担解消のため70km以上の距離区分の新設を強く求めていたが、今勧告・報告には一切触れられず、極めて遺憾だ。さらに、住居手当については、家賃高騰の実態を訴え、改善を求めたものの、報告の部で「人事院で必要な検討を行っていくことを踏まえ、その動向を注視」の姿勢にとどまり、勧告に踏み切らず遺憾である。一方、獣医師の処遇改善に関し、給与上の処遇の一層の改善について検討が必要と言及させた。当局交渉でも問題点を追及し、改善を求めていかなければならない。

【休暇制度】要求していた不妊治療と仕事の両立支援に関しては、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成をはかる等とし、国や他県の動向等を踏まえて、引き続き検討するとの姿勢にとどまった。

5年連続のプラス改定勧告となったものの、通勤手当・住居手当の自己負担解消は改善勧告とならず、極めて遺憾の結果となった。一方、獣医師処遇改善は、一定の言及とさせたことから、確定闘争で具体化を求める必要がある。その他課題も山積したままだ。県職労は引き続き確定闘争において、給与改定・差額支給の年内実施、諸手当改善などの継続課題の改善に向けて、闘争態勢を強化し、全力で取り組む(勧告・報告の詳細は裏面)。

- 【勸告】** ① 月例給：較差0.17%・609円（民間358,823円、職員358,214円）に基づく給料表改定
 若年層に重点配分（初任給1,500円。若年層900～1,100円）、中高年齢層は一律400円の改定。
- ② 一時金：較差0.09月（民間4.44月、職員4.35月）に基づき0.10月引上げ（勤勉手当に配分）
 ※再任用職員：0.05月引上げ（2.30月⇒2.35月。勤勉手当に配分）

4月
 遡及
 実施

	6月期	12月期
2018年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月
勤勉手当	0.875月（支給済み）	<u>0.975月</u> （現行0.875月）
2019年度 期末手当	1.300月	1.300月
以降 勤勉手当	<u>0.925月</u>	<u>0.925月</u>

- ③ 宿日直手当：勤務1回に係る支給限度を管理監督業務（人事委員会規則に規定。例：児相、福祉施設等）は7,400円（+200円）に、その他は4,400円（+200円）に引き上げ。

【報告】（主要事項のみ）

- ① 獣医師処遇改善：当県も採用者数が採用予定者数を下回る状況。継続的かつ安定的な獣医師確保が重要課題。全国有数の畜産県として給与上の一層の改善も検討が必要。
- ② 住居手当：人事院の住居手当の必要な検討を踏まえ、動向を注視。
- ③ 両立支援の推進：両立支援制度を利用しやすい職場環境整備、職員への制度周知が必要。不妊治療と仕事の両立も重要課題であり、国や民間の動向を注視しながら、職場環境の醸成をはかる。休暇制度は、国や他県の動向を踏まえて引き続き検討。
- ④ 長時間労働の是正：働き方改革関連法の成立に伴う民間労働法制との均衡を踏まえ、
- ・36協定職場：時間外労働の上限規制の対象に。勤務時間管理の徹底や適正化が必要。
 - ・36協定職場以外：国で超勤命令上限を設けるため、当県実情に即した方策を検討する必要。
 - ・労働安全衛生法の改正：タイムカード等の客観的な手法による勤務時間把握が義務付け。超過勤務時間の適切な把握方法も検討が必要。
- ⇒恒常的に長時間勤務が解消されない場合は、業務量等に応じた適切な人員体制の確保を。

確定闘争に向けた課題はここ！！

◎月例給・一時金の改定は確実な実施を、現給保障対象者の勤務意欲策も課題

5年連続のプラス改定となるが、10月24日召集予定の臨時国会における国の給与法の成立時期が不透明だ。総務省は「国に先行して給与改定しないよう」指導しており、国の動向次第では、年内改定・差額支給に暗雲が立ち込める。年内の確実な改定と差額支給を求めていく。さらに、来年3月で満了する現給保障対象者をはじめ高齢層職員の実感できる勤務意欲確保策の実現も課題だ。

◎「諸手当の改善」「専門職種の処遇改善」「休暇制度の拡充」は当局交渉で前進を！

人事委員会勧告の報告で言及のあった獣医師の処遇改善策を具体的に示させる必要がある。さらに、ガソリン価格高騰、長距離通勤者の負担解消に対応した交通用具利用の通勤手当改善、住居手当の改善も重要となる。子育て支援等の休暇制度も、当局の積極姿勢を強く求めていく。

◎長時間労働是正策に向けた具体的な改善策を！

依然として長時間労働が是正されていない。県人事委員会の報告で一層の長時間労働是正策の実施（勤務時間管理の徹底と適正化。客観的な勤務時間把握の導入検討など）が言及されていることを踏まえ、長時間労働是正策、業務量や業務内容に応じた人員体制の確保等を求める。